

第3回検討委員会での主な意見等を踏まえた（提言書）修正について

【第3回委員会での主な意見】

- 1 公有林化にかかる項目について、「市町から県に水源林の買取りや受け入れについて依頼があった場合には、県は協力すべきである」ことを記載すること。

（提言書 32 ページ）

- ・第3回検討委員会資料では「県は市町へ水源林の買取りや寄付の受け入れについて協力を求める」と表現しており、県から市町へ協力依頼することを記載していました。
- ・いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「水源林の買取りや寄付の受け入れについては、県と市町が情報交換しながら連携・協力して検討していくとともに」に修正しました。

- 2 ふるさと山林情報管理センターを通じ、土地売買や地下水取水の届出情報を県民に公開すること。

（提言書 38 ページ）

- ・いただいたご意見を踏まえ、「(仮称) ふるさと山林情報管理センター[県]では、県に届け出のあった監視区域内における土地取引等の届出状況や地下水採取の届出状況について、個人情報に配慮しながら、可能な限りホームページや縦覧などにより広く県民に情報公開していくことが望まれる。」旨について、資料に追記させていただきました。

- 3 条例による地下水の採取計画の届出があった場合は、県は市町長の意見を聴取すること。

（提言書 42 ページ、47 ページ）

- ・いただいたご意見を踏まえ、「知事は、採取計画の届出があったときは、関係市町長の意見を聴くものとする。」という規定を追加しました。

4 条例の中に、ふるさと山林情報管理センターの設置根拠を設けることを検討すること。

- ・県における過去のその他センター設置事例では、担当部署外に独立して設置する場合には福井県行政規則に明記していますが、担当部署内に設置する場合には要綱等を整備することにより設置しています。
- ・(仮称) ふるさと山林情報管理センター[県]については、現在、本庁舎担当部署内に設置する予定です。
- ・このため、従来のものとのバランスを考慮し、条例や規則にその設置根拠を規定するのではなく、要綱により設置したいと考えています。

5 小規模林地開発行為にかかる規制(条例化)について検討すること。

(提言書 41 ページ、42 ページ、46 ページ、50 ページ)

- ・第3回委員会において「山形県のように土石採取や工作物設置の届出規定を設けることを検討しないのか」との質問について、福井県では森林法の対象とならない小規模な開発行為に対する届出制度を既に設けている旨の回答をさせていただきました。
- ・しかしながら、現在の小規模林地開発行為の届出制度につきましては、その実効性を確保するための公表や過料規定がないことから、今回検討している条例の中に関係規定を設け、無届開発等について公表や過料の対象とする案としました。

【その他】

(1) 地下水採取の事前調査の届出期日について

(提言書 42 ページ、47 ページ)

- ・影響調査計画の届出について、調査60日前までの提出を義務付けしていましたが、影響調査計画の内容を確認し実施者へ意見を述べるための最低限の期間として、届出期日を30日前に短縮しました。

(2) 外国資本等による山林買収への各都道府県の対応状況

(提言書 17 ページ、18 ページ)

- ・各都道府県の取組状況について、時点修正しました。

(3) 外国資本等による山林買収への本県の取組状況

(提言書 21 ページ)

- ・本検討委員会の4回目委員会について記載しました。